

# くさつの家計簿

<令和5年7月18日公表>

**3月末時点の令和4年度の収入・支出や市の財産、市債残高の状況をまとめました。**  
 市の会計年度は、4月から翌年3月までです。3月末までに確定した債権と債務については、受け入れと支払いの手続きを完了するため、出納整理期間(翌年度の4～5月)を設けています。  
 そのため最終の決算額は、出納整理期間の収入額と支出額を加えた額になります。前年度の最終の決算額は、広報くさつ12月11日号でお知らせします。

**市税の負担** ※( )内は前年度比増減額

人口 138,600人  
世帯数 62,974世帯 ※R5.3.31時点

**総額**  
 1世帯当たり 309,978円 (+9,984円)  
 1人当たり 140,841円 (+6,166円)

195億2,054万円 (+10億2,680万円)  
 ※ 法人市民税などを除く

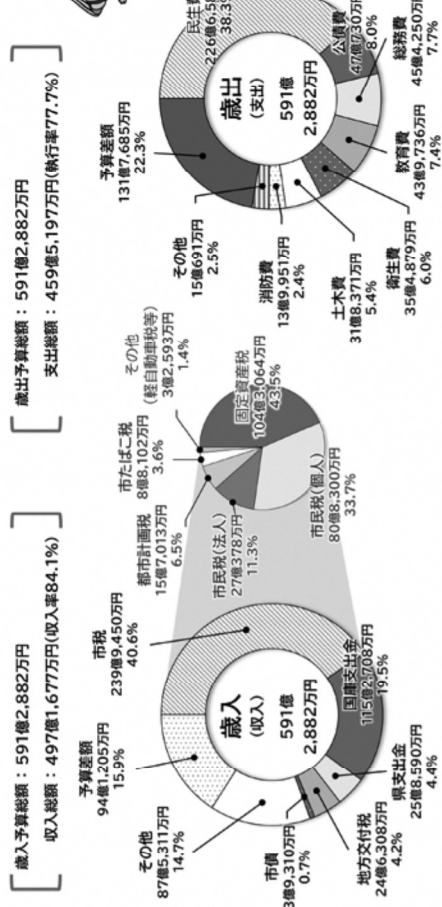
**令和5年3月31日時点の令和4年度の収入・支出**

※ 四捨五入の四捨で、母が合わない場合があります

**市民サービスにかかった経費** ※( )内は前年度比増減額

市民一人当たり使ったお金  
**合計 331,544円** (△49,606円)  
 高齢者や児童、障害者の福祉の推進に  
**163,535円** (△9,051円)

公債費  
 公共施設の整備などのために借りたお金の返済に  
**33,963円** (△1,438円)



**特別会計** 市が特定の事業を行うための会計です

【会計別予算と執行額】

国民健康保険事業	介護保険事業	後期高齢者医療	学校給食センター
116億6,036万円	97億5,928万円	17億3,673万円	10億9,380万円
105億1,070万円(90.0%)	87億8,169万円(90.0%)	16億2,422万円(92.9%)	9億6,602万円(88.3%)
98億5,816万円(84.5%)	96億5,237万円(98.4%)	16億3,469万円(94.1%)	5億6,034万円(51.2%)

※ 収益的収支を計上

特別会計名	上段 予算額	下段 支出済額(執行率)	収入済額(収入率)
財産区	2億6,116万円	2億4,657万円(94.4%)	2億5,591万円(98.0%)
水道事業	26億1,568万円	22億4,530万円(97.0%)	26億6,802万円(100.3%)
下水道事業	39億8,485万円	36億2,125万円(88.3%)	35億1,200万円(96.7%)
		40億3,311万円(100.4%)	40億3,311万円(100.4%)

**市債残高(長期借入金)**

市が道路や学校、下水道などの施設をつくる場合、市債(市の借入金)を財源の一部として活用しています。市債には、応急的な財源確保のほか、長期にわたって返済するに比べて世代間の負担の公平性の確保を図る目的があります。一般会計と特別会計の市債残高の合計は次のとおりです。

(億円)

700	662	646	7,406	649	832
650	3,454	6,250	649	832	7,991
600	600	7,991	600	7,991	600
550	550	7,991	550	7,991	550
0	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31

**用語の解説**

市に納められる税金  
 国庫支出金 市が行う特定の事業に対して国が支出するお金  
 県支出金 市が行う特定の事業に対して県が支出するお金  
 市債 多額の費用が必要な場合などに行う市の借金

市に納められる税金  
 市税 市が行う特定の事業に対して市が支出するお金  
 国庫支出金 市が行う特定の事業に対して国が支出するお金  
 県支出金 市が行う特定の事業に対して県が支出するお金  
 市債 多額の費用が必要な場合などに行う市の借金

市債残高(長期借入金)  
 市が道路や学校、下水道などの施設をつくる場合、市債(市の借入金)を財源の一部として活用しています。市債には、応急的な財源確保のほか、長期にわたって返済するに比べて世代間の負担の公平性の確保を図る目的があります。一般会計と特別会計の市債残高の合計は次のとおりです。

(億円)

700	662	646	7,406	649	832
650	3,454	6,250	649	832	7,991
600	600	7,991	600	7,991	600
550	550	7,991	550	7,991	550
0	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31

**市の財産**

基金	180億6,865万円
出資金	13億7,466万円
有価証券	2,831万円
建物(延床面積)	390,400㎡
土地	1,765,883㎡

※ 基金  
 市の預金、各年度の財源を調整するための財政調整基金や、将来の大きな支出に備えて積み立てる特定目的基金など

※ 出資金・有価証券  
 主に公営企業(水道・下水道事業)や、市民間が共同で設立した事業体(第三セクターなど)へ出資したお金

# 公 告

## 公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年6月20日

草津市長 橋 川 渉

名称	位置	利用開始の期日
川原兵庫児童遊園	草津市川原町字兵庫125番34	令和5年6月20日

（令和5年6月20日揭示済み）

## 公 告

草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について  
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和5年6月27日

草津市長 橋 川 渉

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称  
草津農業振興地域整備計画
- 2 縦覧場所  
草津市役所環境経済部農林水産課  
草津市草津三丁目13番30号

（令和5年6月27日揭示済み）

## 公 告

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年6月28日

草津市長 橋 川 渉

名称	位置	利用開始の期日
野路玉水児童遊園	草津市野路四丁目字玉水1125番23	令和5年7月1日

（令和5年6月28日揭示済み）

## 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年6月30日

草津市長 橋 川 渉

### 1 工事概要等

- (1) 契約番号 5051-031
- (2) 工事名 野村五丁目配水管更新工事
- (3) 工事場所 草津市野村五丁目
- (4) 工事概要 開削工 ダクタイル鋳鉄管  
φ150mm L=378.7m  
ポリエチレン管  
φ75mm L=262.6m

- (5) 工事期間 契約締結日から令和6年2月29日まで

- 2 予定価格 95,120,000円（税抜き）

- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。  
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

### 5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止

の措置期間中でないこと。

- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市若草三丁目10番地11

(株)浪速技研コンサルタント滋賀営業所

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和5年度において土木一式工事（水道施設工事）部門に登録されている者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和5年度の格付けにおいて、土木一式工事（水道施設工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

## 6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和5年6月30日午前9時から令和5年7月27日午後5時まで

- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

## 7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和5年6月30日午前9時から令和5年7月12日午後5時まで

- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課

- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式1を用いること。

- (5) 回答日・回答方法 令和5年7月19日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。なお、回答に対する再質問については受け付けない。

## 8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和5年7月28日午前9時から令和5年7月31日午後5時まで

- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

## 9 開札

- (1) 開札日時 令和5年8月1日 午前9時30分から

- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

## 10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参

加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

#### 11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

#### 12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

#### 13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

#### 20 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5)郵便等による入札および電報による入札は、取り扱

わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。

(8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

#### 21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課 電話 077-561-2307  
(直通)

(令和5年6月30日揭示済み)

## 教育委員会告示

### 草津市教育委員会告示第11号

草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年6月22日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市公私立幼稚園運営等協議会設置要綱（平成21年草津市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号および第3号を次のように改める。

(2) 子ども未来部長  
 (3) 子ども未来部副部長(総括)  
 第6条中「教育委員会事務局学校教育課」を「子ども未来部幼児課」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

(令和5年6月22日揭示済み)

草津市教育委員会告示第12号

草津市学校給食センター運営懇談会開催要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年7月1日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

草津市学校給食センター運営懇談会開催要綱の一部を改正する要綱

草津市学校給食センター運営懇談会開催要綱(平成25年草津市教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「25人以内」を「30人以内」に改め、同条第2項第1号中「小学校長」の右に「または中学校長」を加え、同項第2号中「PTAを代表する者」を「小学生の保護者または中学生の保護者」に改め、同項第4号中「小学校指導主任代表」を「小学校給食主任または中学校給食主任」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(令和5年7月1日揭示済み)

草津市教育委員会告示第13号

草津市学校給食センター献立作成懇談会開催要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年7月1日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

草津市学校給食センター献立作成懇談会開催要綱の一部を改正する要綱

草津市学校給食センター献立作成懇談会開催要綱(平成25年草津市教育委員会告示第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「児童」の右に「および生徒」を加え、第2条第2項第1号中「小学校給食指導主任」を「小学校給食主任または中学校給食主任」に改め、同項第2号中「PTAを代表する者」を「小学生の保護者または中学生の保護者」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(令和5年7月1日揭示済み)

草津市教育委員会告示第14号

草津市学校給食センター物資選定懇談会開催要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年7月1日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

草津市学校給食センター物資選定懇談会開催要綱の一部を改正する要綱

草津市学校給食センター物資選定懇談会開催要綱(平成25年草津市教育委員会告示第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「小学校給食指導主任」を「小学校給食主任または中学校給食主任」に改め、同項第2号中「PTAを代表する者」を「小学生の保護者または中学生の保護者」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(令和5年7月1日揭示済み)

## 上下水道事業告示

## 草津市上下水道事業告示第13号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年7月1日

草津市長 橋 川 渉

## 1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1331	株式会社IDEAL	笹木 直樹	大阪府大阪市都島区高倉町1-11-19 樋口ハイツ301	0120-777-035
1332	株式会社さんさん	山脇 浩二	滋賀県近江八幡市鷹飼町南4丁目5番地20	0748-34-3991

## 2 指定有効期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

(令和5年7月1日揭示済み)

## 草津市上下水道事業告示第14号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和5年7月1日

草津市長 橋 川 渉

## 1 指定下水道工事店

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1332	株式会社さんさん	山脇 浩二	近江八幡市鷹飼町南4丁目5番地20	0748-34-3991

## 2 指定有効期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

(令和5年7月1日揭示済み)